

一 薬剤師免許関係申請について

【問い合わせ先】

高松市保健所生活衛生課

薬事衛生係 087-839-2865

原則、手続きは住所地の都道府県で行ってください。

○免許申請……申請時に試験合格証書を持参してください。

- ・申請書
- ・診断書（1ヶ月以内のものであること）
- ・戸籍謄本、戸籍抄本、**本籍地の記載のある住民票の写し**又は**住民票記載事項証明書**
（原本、6ヶ月以内のものであること）（個人番号が記載されていないもの）
☆薬剤師国家試験申請時から薬剤師免許申請時までの間に氏名、性別、本籍等に変更があった者及び旧姓併記を希望する者については戸籍謄本又は抄本に限る。
- ・官製はがき（85円分）（はがきでの登録済証明書を希望する方のみ）
（速達希望の場合は、速達料金300円分の切手を貼付すること。はがきでの登録済証明書が不要の場合は、申請書の右上に「はがきなし」と記載すること。）
- ・登録免許税 収入印紙で30,000円

○名簿訂正申請……氏名、本籍地（都道府県名）、性別の変更

- ・申請書
- ・戸籍の謄本又は抄本（原本、6ヶ月以内のものであること）※
- ・登録免許税 収入印紙で1,000円
- ・遅延理由書（変更から30日を越えた場合に必要）

○書換交付申請

- ・申請書
- ・免許証
- ・戸籍の謄本又は抄本（原本、6ヶ月以内のものであること）※
- ・官製はがき（85円分）（登録済証明書用）希望者のみ提出
（速達希望の場合は、速達料金300円分の切手を貼付すること。）
- ・手数料 収入印紙で2,750円

☆旧姓併記を希望する場合、希望する旧姓を使用していたことがわかる謄本等を添付してください。

☆既に保有する免許証に旧姓併記を希望する場合又は、免許証に併記されている旧姓の変更又は削除を希望する場合は、名簿訂正申請は不要です。

○再交付申請

- ・申請書
- ・免許証（汚損、破れた場合に必要）
- ・戸籍謄本、戸籍抄本、**本籍地の記載のある住民票の写し**又は**住民票記載事項証明書**
（原本、6ヶ月以内のものであること）※（個人番号が記載されていないもの）
- ・手数料 収入印紙で2,750円
- ・あれば、免許証の写し（紛失の場合）
- ・官製はがき（85円分）（登録済証明書用）希望者のみ提出
（速達希望の場合は、速達料金300円分の切手を貼付すること。）

☆再交付に併せて旧姓併記を希望する場合は、同時に書換交付申請を行ってください（住民票の添付不可）。

※ 戸籍の謄本等の添付書類は、他の申請と同時に行う場合、共用可能です。

○薬剤師名簿登録消除申請

[本人が申請する場合（死亡・失踪以外）]

- ・申請書（様式7）
- ・免許証

[届出義務者が申請する場合（死亡・失踪）]

- ・申請書（様式8）
- ・免許証
- ・死亡・失踪の事実が確認できる書類（死亡診断書（死体検案書）、戸籍謄（抄）本、失踪宣言を証する書類）
- ・遅延理由書（死亡・失踪の宣告の日の翌日から30日を越えた場合に必要）

☆消除申請は、オンラインでの申請も可能です。下記URLで申請方法を確認してください。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakuzaishi/dl/shinseimei-06.pdf>